

旧優生保護法補償金等支給対象者に対する 個別通知支援業務に関する委託契約の締結について

宮城県は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に基づき、県が保有する手術記録に該当する対象者に対し、個人の尊厳とプライバシーに配慮した丁寧な補償金制度の周知、請求の勧奨を進めています。

この取り組みを円滑かつ確実に推進するため、令和8年10月2日付けで、仙台弁護士会と「旧優生保護法補償金等支給対象者に対する個別通知支援業務委託契約」を締結することとしましたのでお知らせします。

引き続き、一人でも多くの被害者の救済と名誉の回復に向け、仙台弁護士会のプロジェクトチームと一体となり、補償金の請求勧奨に取り組みます。

記

1 業務の概要

別紙のとおり

2 契約書の取り交わし

今回の契約締結に際しまして、下記のとおり契約書の取り交わしを行います。

報道機関の皆さまにおかれましては、ぜひ取材してくだようお願いいたします。

<日 時> 令和8年10月2日（金）午後3時30分から午後3時50分まで

<場 所> 県庁行政庁舎4階 特別応接室

<内 容> （1）概要説明
（2）契約書の取り交わし
（3）挨拶
（4）写真撮影
（5）質疑応答

<出席者> 仙台弁護士会 会長 曾我 陽一 様

宮城県 保健福祉部参事兼子育て社会推進課長 日下 開

取材を御希望される場合は、10月1日（木）午後3時までに上記担当者あてご連絡ください。